

社会福祉法人比布町社会福祉協議会  
非常勤役員等に係る費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、非常勤役員等に対して支給する費用弁償の額並びにその支給について定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 理事、監事、評議員並びに各種委員等が理事会、評議員会及び各種委員会等に出席したときは、次のとおり費用弁償を支給するものとする。

| 区 分   | 1日当たり費用弁償額 |
|---|------------|
| 理事及び監事  | 4,000円     |
| 評議員・福祉委員<br>特別委員会委員<br>苦情解決第三者委員<br>評議員選任・解任委員会委員 | 3,000円     |

- 2 特殊な場合に係る費用弁償は、予算の範囲内で会長が定め支給することができる。
- 3 会長及び副会長には支給しない。

附 則

この規程は、平成13年6月8日より施行し、平成13年4月1日より適用する。

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成16年10月1日より施行する。

この規程は、平成16年12月20日より施行し、平成16年4月1日より適用する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。ただし、第2条の改正規定は平成29年1月11日より施行する。

この規程は、平成31年3月8日より施行し、平成30年4月1日より適用する。